

平成26年度公益財団法人横浜市総合保健医療財団事業計画

財団運営

1 財団の設立と新公益法人への移行

当財団は、平成4年4月1日に設立され、要介護高齢者や精神障害者の在宅での生活支援などを行う横浜市総合保健医療センターの管理運営を同年10月1日から開始して21年が経過しました。

財団設立後20年目の節目であった平成24年4月1日には、公益法人制度改革による公益法人として認定を受け、「公益財団法人横浜市総合保健医療財団」として新たな一歩を踏み出し、従前よりなお一層の公益的事業運営に努めております。

2 新たな市民ニーズへの対応

当財団では急速な高齢化に伴い増加している要介護高齢者、急速な社会進展に伴う軋轢の中で増加しているうつ病や統合失調症などの精神障害者、市民の関心が高く、かつ社会的課題になりつつある認知症患者に対して住み慣れた地域社会で安心して生活を送ることができるように支援に取り組んでいます。

これまで、市内で開設3番目の老人保健施設の運営、市内で初となる精神障害者生活支援センターの運営など、横浜市の高齢者・障害者施策の一翼を担ってまいりました。また、平成12年の介護の社会化を目的とする「介護保険法」の施行、平成18年の「障害者自立支援法」の施行、さらに、平成25年の「障害者総合支援法」の施行など、財団を取り巻く社会環境も大きく変化しています。

また、平成23年には厚生労働省が精神疾患の患者数が323万人（H20年調査）に達したと発表。従来の4大疾病（がん・脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）のがん患者の2倍以上、4大疾病で最も多い糖尿病の237万人と比べてもずば抜けて多いことから、精神疾患を新たに加え「5大疾病」とし、今後の医療計画の重点的課題として位置づけました。

そのような中で当財団は、精神障害者の地域移行・地域定着支援をはじめ、自立に向けた就労支援、さらに、認知症の早期診断による早期対応、そして、「認知症医療支援診療所（仮称）地域連携モデル事業」の横浜市からの受託。また、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ中重度者への対応等、様々な市民ニーズへの取組とサービスの質の向上に取り組んでおります。

3 指定管理者制度と特定協約

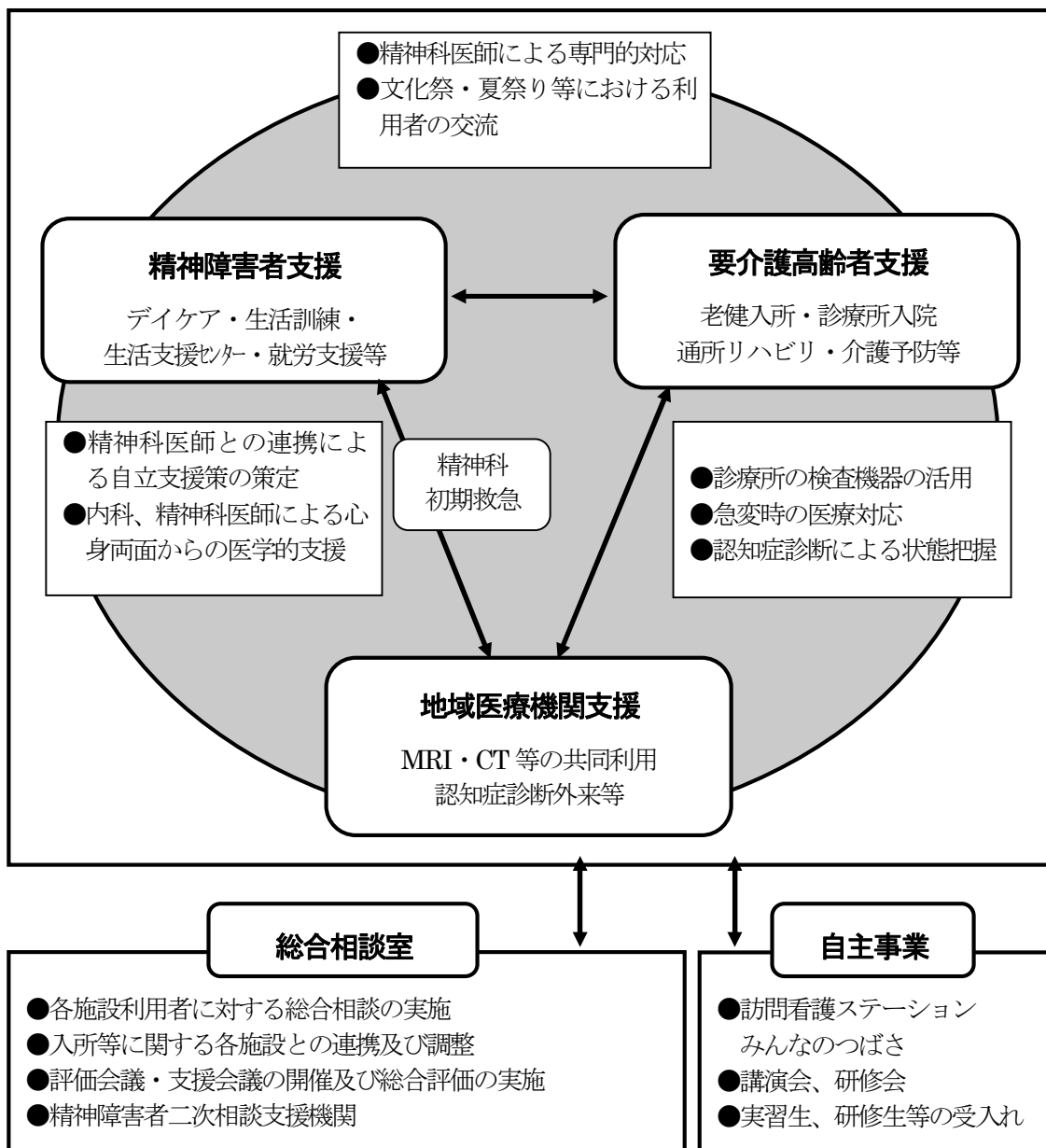
平成23年4月1日から第2期指定管理期間が始まり、神奈川区及び磯子区の両生活支援センターについては10年間、横浜市総合保健医療センターについては5年間の管理運営を行っています。

また、横浜市と外郭団体で経営目標を締結する「特定協約」の第3期期間（平成23年4月1日～平成26年3月31日）が終了し、中間評価では「良好」の評価を得ることができましたが、最終評価でも高い評価を得られるものと思います。なお、平成26年度はこの特定協約を一年延長した形の単年度の「年次計画」を締結します。ここでも高い評価結果が得られるように、全力で事業に取り組んでいます。

横浜市総合保健医療センター管理運営事業

横浜市総合保健医療センターは、保健・医療・福祉の専門機関や関係団体と地域の皆様が有機的に連携し、在宅で援護を必要とする方々に対して、総合的、一体的なサービスを提供する「地域ケアシステム」を専門的・総合的に支援する目的で開設されました。

当センターは、「精神障害者支援」「要介護高齢者支援」「地域医療機関支援」の3つの事業・施設から構成されますが、これらは各々独立したものではなく、それぞれの機能を発揮するために相互に連携・協働し、一体となって在宅支援を行います。総合相談や自主事業も3つの事業を直接、間接に支持するものです。また、講演会や研修会などを通じ、疾病に対する正しい理解やその予防方法等の啓発にも努めてまいります。



1 精神障害者支援事業

近年の障害者、特に精神障害のある方々を取り巻く状況は大きな動きを見せています。

障害者自立支援法による障害福祉サービスの再編のみならず、いわゆる社会的入院を余儀なくされている方々の地域生活への移行、あるいはうつ病による職業生活の中断など、精神疾患のある方々が直面する問題への関心が従来に増して高まり、それをいかに解決するかが大きな社会的課題になっています。

また、平成23年7月に厚生労働省は、従来の4大疾病（がん、脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）に精神疾患を加えて「5大疾病」とすることを発表し、今後の医療計画に精神疾患も重点的に取り組むべき疾患とするなど、精神保健の課題がより身近なものであり、「社会全体で取り組むべきもの」という認識の広がりを表すものと言えます。

一方、横浜市の障害者プラン（第2期）では、「障害者が自らの意思で生活を決めることができる」、「障害者が住み慣れた地域で生活を送れる」、「障害者が安心して日々の生活を送れる」、これらを目指すべき社会と位置付けています。

こうした社会的課題を解決し目指す社会を実現するためには、多様なサービスを、地域社会の中で統合的にかつ継続して提供する体制が不可欠です。横浜市総合保健医療センターでは、このような認識に立ち、精神障害のある方々が「地域のなかで、自分の生活のスタイルを自分で決めていける暮らしができる」ことをあるべき状態ととらえ、この考えのもと、以下の運営方針により精神障害者支援事業に取り組んでまいります。

1 「人権」「主体性」を基本におく支援

利用者の人権を守り、それぞれの意思と選択に基づいた支援を行います。

2 「地域生活重視」の視点に貫かれた支援

利用者が生き生きと地域生活を送ることができるための支援を行います。入・通所型サービスでは短期間で目標を達成するために利用期限を設け、目標を明確にして支援を行います。

3 計画に基づく支援

利用者のニーズを適切に把握し、計画に基づいた支援を行います。

4 一人ひとりのニーズに合わせた支援

利用者個々のニーズに合わせ、医療・生活・就労の各事業が連携・協働しトータルな支援を行います。

5 他の社会資源との協働による支援

地域の支援ネットワークの一員として、他の社会資源との協働による支援を行います。

また、利用者の地域での生活に必要な継続的サービス提供体制を関係機関とともにつくります。

6 社会的課題を踏まえた先駆的な支援

常に社会的課題を視野に入れ、課題解決を図るための先駆的な支援技術・支援プログラム開発に取り組めます。また、得られた成果は積極的に関係機関に提供し、地域社会全体の支援技術向上を図ります。

平成26年度は、精神障害者就労訓練部門における就労移行支援事業の支援プログラムを大幅に改定し、利用者の職業生活実現に向けてより効果のある支援を進めます。

また、当財団の運営する神奈川区、磯子区、港北区の生活支援センターでは、障害者自立支援法の改正に伴い、25年度から、これまで区役所の福祉保健センターで行ってきたサービス等利用計画書の作成等の「指定計画相談支援事業」を、指定特定相談事業所として開始していますが、一層の支援充実を図っていきます。

(1) 精神科デイケア（定員40人）

精神障害のある人が、社会復帰や生活の充実といった個別の目標や希望に近づけるように、グループ活動と個別面接を通じて、リハビリテーションを行います。

利用者の診断病名が、統合失調症のみならず、気分感情障害や自閉症スペクトラム障害など、様々な精神疾患・障害に拡大していることから、疾患・障害別プログラムを実施するなどして、より効果的な働きかけになるよう工夫します。また、リハビリテーションを効果的に進めるために、利用者の状態に合わせて、プログラムと並行して定期的に個別面接を実施します。具体的には、統合失調症の方、気分障害のある方、自閉症スペクトラムの方、それぞれの対象疾患別プログラム、及び、気分障害により休職している方を対象にした「復職サポート（リワーク）プログラム」を実施します。プログラム内容も、利用者の目標や希望に沿い、治療や回復への効果が実証されている、SST（対人関係の技能の獲得を目指した訓練）、心理教育（疾病に関する正確な知識と対処方法の獲得を目指した講座）、集団認知療法などを積極的に実施します。

さらに、精神障害のある方と身近に接している家族への支援も重視し、積極的に実施します。利用者の家族に対しては、毎月1回「家族プログラム」を実施します。また、一般の統合失調症の方の家族に対しては「家族SSTセミナー」を実施します。こうした実践を通して、社会的な要請に応じ、かつ「より高度」「より先駆的」「より公共的」な事業を展開するデイケアを運営します。

平成26年度は、これらの取組をさらに充実させ、質の高いリハビリテーションを展開してまいります。

ア 様々な精神疾患、精神障害がある利用者に対する効果的なリハビリテーションプログラムの提供

自閉症スペクトラム障害、うつ病や躁うつ病、不安障害、身体表現性障害等の疾患や障害がある方の支援ニーズが大きくなっています。そこで、これまでのリハビリテーションプログラムに加えて、対象となる疾患や障害を限定したプログラムを実施し、効果的なリハビリテーションを提供してまいります。

イ 統合失調症の利用者に対するリハビリテーションプログラムの更なる充実

在籍者の8割以上が20～30歳代の利用者であり、通所目標も積極的な社会復帰（就職、就学、復職、復学等）を掲げる方が非常に多くなっています。そこで、SST、心理教育、集団認知療法等の心理社会的治療を積極的に実践してまいります。

ウ 「気分障害によって休職している方を対象とした復職サポート（リワーク）プログラム」の充実

復職支援を最も効果的に提供するために、リワーク専門のプログラムに先立ち、体調を整え体力を回復させる目的で一般デイケアに通所する「プレリワーク」プログラムを提供します。その後、復職支援専門の「リワーク」プログラムを行います。それに加え、リワーク終了後に、引き続き一般デイケア利用を希望される方を対象に「ポストリワーク」も提供します。

エ 自主事業「家族SSTセミナー」を実施

精神障害は関係性の中で障害が顕在化するため、それに対処する精神障害者の家族は様々なストレスにさらされます。そういった御家族があまり無理をせず、少しでも楽な気持ちになって御自身自身の生活を充実することができるように、SSTを通じて支援してまいります。

<精神科デイケア延利用者数>

23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
9,211人	8,549人	7,535人	7,616人

(2) 精神障害者生活訓練

生活訓練は利用者一人ひとりのニーズを捉え、その人が本来備えている「力」を見出していきます。生活体験を通じて必要な技術の獲得と社会資源の活用などを提案し、地域生活の定着に向けた支援を行います。特に「できないことをできるようにするだけでなく、できていること、できそうなことを伸ばしていく」ことにより、利用者が自分の可能性に気づき、自信を持てるようになることへ重点を置いた支援です。

また、精神科病院における長期入院という社会的な課題について地域生活へ移行するための事業を継続してまいります。

ア 長期入所（ロングステイ） 定員 宿泊型自立訓練20人、自立訓練（生活訓練）12人

自立支援法による新体系事業の枠組みの中で、利用者は個別支援計画に基づき「宿泊型自立訓練」を軸として、必要と時期に応じて「自立訓練（生活訓練）」とその他の日中活動系事業を組み合わせ利用します。

(ア) 宿泊型自立訓練（定員20人）

利用者自身が持つ「力」を活かしながら、服薬や金銭の管理、生活リズムの確立、衣食住にわたる日常の生活技術全般の体験を重ね、活用できるよう支援します。

利用期間は、国が標準とする期間に比べ短期間である原則6か月間（最長1年間）とし、短期間の入所により効果的な生活訓練を提供します。

(イ) 自立訓練（生活訓練）（定員12人）

日常生活技術の向上や地域生活移行に焦点を当てた集団プログラムと個別支援プログラムを提供します。単身生活を目指す場合には、アパート探し等、退所後の居所設定支援も行います。

イ 短期入所（ショートステイ） 定員6人

原則として1週間以内の利用を通して、休息や家族との分離、自立生活の体験等それぞれの利用目的に応じた支援を行います。

利用の手続きにおいては、利用登録制を進め利便性の向上を図ります。

また、利用者が初めての場所でも安心感を持って利用できるように家族や支援者と共に体験的な宿泊を提供します。また、地域の要望に応える緊急避難的な受け入れを継続します。

ウ 横浜市地域生活推進事業（横浜市単独事業。通称：チャレンジ事業）

精神科病院からの退院を目指している方へ、病院以外での生活体験や自立訓練事業の体験利用の機会として設け、地域移行に向けた支援を継続します。

エ 地域移行（退院促進）に関する普及啓発

○病院巡業・啓発活動とネットワークづくり

○出前PR…区役所、生活支援センター、医療機関等で、直接、精神障害者への制度活用、支援者への研修、横浜市総合保健医療センターの利用案内について説明

○冊子の通信販売・「ひとり暮らしのコツ集めてみました。」による生活訓練の支援内容の紹介などの活動に引き続き取り組みます。

生活訓練延利用者数

	24年度実績	25年度見込み	26年度計画
宿泊型自立訓練	5,155人 (延在籍 5,314人)	4,352人 (延在籍 5,016人)	5,060人 (延在籍 5,400人)
自立訓練 (生活訓練)	2,242人	2,344人	2,448人
短期入所	1,828人	1,838人	1,840人
横浜市地域 生活推進事業	704人	579人	650人

(3) 精神障害者就労訓練

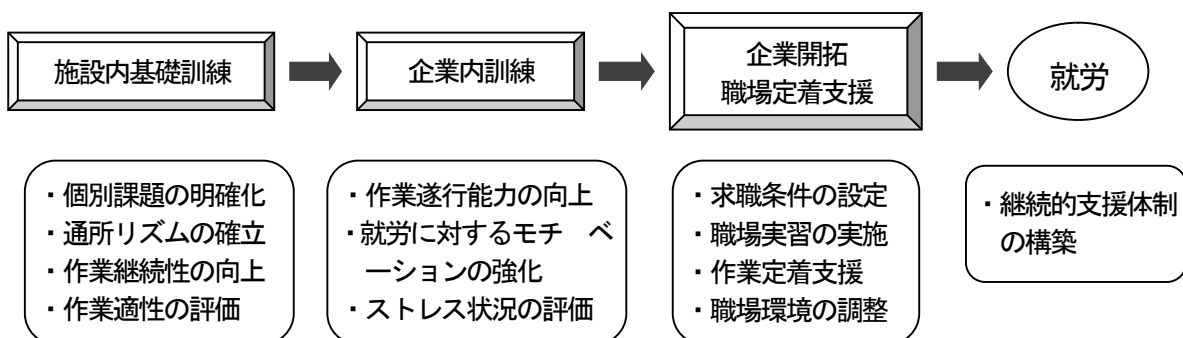
就労訓練係では、公的機関として幅広く精神障害者に職業準備訓練の場を提供すること、訓練期間を長期化させず短期間の利用により利用者を職業生活につなげること、これらを理念に置き支援を行ってきました。平成25年度は福祉サービス第三者評価を受審し、この理念に基づくプログラムが高く評価されました。

訓練では、所内での作業だけでなく、企業環境の下での働く体験を重視し、利用者の方がグループをつくり一般企業等において働く体験を積む「企業内訓練」をプログラムの柱として展開しています。これは、企業の中で実務に携わることにより、責任を持って作業を遂行する姿勢や、職場での人的環境への適応力を育むとともに、働く意義を感じ取ることをねらいとしたものです。一方、開所から21年が経過し、この間に精神障害者の職業準備支援、就労支援に求められるものも変化しています。こうした状況を踏まえ、就労訓練係では当事者の多様なニーズに応じた支援プログラムのあり方について検討を進めてきました。その検討により、平成26年度は所内訓練では開所以来続けてきた印刷作業にかえて、事務系作業の導入や、パソコン講座をはじめとする講座・セミナーの開催、所外訓練では企業内訓練の拡大、また、利用経過に応じたカリキュラムの標準化などプログラムを大きく変え、利用者の職業生活実現に向けてより効果ある支援を進めていきます。

平成25年4月から障害者の法定雇用率が引き上げられ、また、精神障害者の雇用義務化も予定されています。この動きを追い風とするために、就労訓練係では関係機関との連携を強めながら就労準備支援の充実に努めてまいります。

ア 就労移行支援事業（6か月訓練コース、定員24名）

障害者総合支援法に基づく事業です。施設の中での基礎的な訓練と企業内での実務訓練により、就労とその継続に必要な能力の習得・向上を図ります。また、利用者個々の障害特性や職業適性、希望等に応じた求職支援と職場定着の支援を行い、充実した職業生活実現を目指します。利用者自身の職業への希望や意欲を含めたアセスメントにより、支援課題・支援計画を明確化し、利用者と一緒に共有しながらより短期間の利用による就労への移行に取り組んでいます。



〈就労移行支援事業における訓練・支援の流れとねらい〉

＜就労訓練係利用者数の推移＞

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
就労移行支援事業 (6か月訓練コース)	4,773人	4,387人	4,690人	4,674人
短期評価コース	582	517人	550人	520人
合計	5,344人	4,904人	5,240人	5,194人

イ 短期評価コース事業（定員5名）

1か月の短期通所訓練を通して、就労を希望する精神障害者の就労準備性、職業上の課題、作業特性等について評価を行うことにより今後の就労に向けた活動に資することを目的とした財団独自の事業です。精神障害者の障害特性、なかでも環境要因によって作業能力が変動しやすい特性を考えると、的確な職業アセスメントを行うためには、一定期間の通所によりその状況を観察することが必要になります。また、休職中の方の復職に向けた生活リズム・体調調整、就労準備訓練の体験など、利用される方の目的も多様化しており、法定事業の対象とならないニーズに応えるサービスともなっています。最近では、各区福祉保健センター、市内障害者就労支援センター、発達障害者支援センター、精神科デイケア等、関係機関の紹介による利用が増加し、利用者本人だけでなく紹介機関と利用の成果を共有するよう努めています。

(4) 精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」

精神障害者就労支援センター「ぱーとなー」は、横浜市が設けている9か所の障害者就労支援センターのうち、唯一支援対象を精神障害者に特化した就労支援機関です。平成17年10月の開所以来、多数の当事者の方の利用があり、就労を希望する当事者の方の相談に応じるとともに、一人ひとりの障害特性や職業適性に応じた職場の開拓、職場実習やジョブコーチの派遣による職場適応支援等の就労支援を展開しています。開所以来、250人以上の方の就労を支援してまいりましたが、最近では、支援により就労した方からの職業生活継続に関する相談も増えています。こうした状況は、当事者の就労支援、職業生活継続支援に対するニーズが極めて高いことを表すものです。

平成26年度は、こうしたニーズに引き続き対応するとともに、当事者の希望を重視した支援の展開や他の就労支援機関、生活支援センターなど関係機関との連携による支援ネットワークの構築等に取り組んでまいります。

当センターは、すべての利用者の方と支援計画の取り交わしを行い、支援希望内容を具体的に確認し、また職場体験実習やジョブコーチ支援により、利用者一人ひとりの特性を的確に把握し、マッチングの良い仕事に就いていただくよう支援しています。

また、就労後の職場定着支援にも注力しており、長く仕事を続けていただくことを大切に支援を行ってまいります。

ア 相談及び調整

就労に関する相談に対応し、本人の能力や適性、希望を明確にした上で支援計画を策定いたします。

また、情報の提供・相談の総合窓口として、ニーズに合わせた施設・機関の紹介を行います。

イ 職業評価

利用者の適性や職業に就く上での障害特性を評価するため、協力企業や関係機関での短期の実習を実施いたします。この実習による評価により支援計画を策定いたします。

ウ 職場開拓・企業への雇用の働きかけ

ハローワークとの連携、求人誌などの活用により、利用者一人ひとりの適性、希望に応じた業務を持つ企業を開拓いたします。

エ 職場実習の実施

作業への定着、職場環境への定着により、雇用への円滑な移行を図るため職場実習を実施いたします。この実習では、職員をジョブコーチとして派遣し、作業同伴、定期訪問等により集中的な支援を行います。また、企業と当事者の橋渡しを行い、双方の不安や課題等を解決するための支援を行います。

オ 企業支援

企業に対し、精神障害者について理解を得るための啓発活動を行うとともに、障害者雇用にあたっての対応策等についての相談・支援を行います。

カ 関係機関等支援

精神障害者支援センターや家族会が開催する個別就労相談や就労講座等に、職員を講師として派遣するなど、関係機関等の支援を行います。

就労支援センター（ぱーとなー）延利用者数

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
相談・調整件数	3,279人	3,897人	3,900人	4,000人
実利用者数 (定着支援を含む)	551人	284人	175人	200人
支援終了者数	308人	117人	33人	30人
支援就労者数	42人	31人	33人	35人

(5) 精神科初期救急

精神障害のある市民の地域生活を支える基本的な仕組みの中には、いつでも安心して適切な治療を受けられる精神科医療体制を確保することが不可欠となります。

二次及び三次救急については24時間体制が整備されましたが、他の疾患と比べ精神疾患に対する救急医療は十分とは言えません。

横浜市総合保健医療センターでは、平成26年度も引き続き地域の精神科医療機関の協力を得て、市内で唯一、多くの医療機関が診療を実施していない土曜の午後及び日曜・祝日・年末年始昼間の初期救急診療を実施いたします。

具体的には、本人又は御家族が、神奈川県精神保健福祉センターの精神科救急医療情報窓口にて電話相談し、外来診療が必要であると判断された場合、当センターに連絡があり、診療を行います。

- 参考) 初期救急 : 精神症状の悪化により外来診療が必要とされる場合
二次救急 : 精神症状の悪化により入院診療が必要とされる場合
三次救急 : 自傷他害の恐れがあり警察官などの通報により診察を実施する場合

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
開所日数	121日	120日	121日	121日
受入人数	84人	91人	95人	100人

(6) 港北区精神障害者生活支援センター

横浜市の中期計画（平成18年度～平成22年度）に示された、精神障害者生活支援センターの整備における、市内14番目の施設として、平成21年6月1日に横浜市総合保健医療センター内にオープンしてまもなく満5年になります。

平成23年度に、精神障害者地域移行・地域定着支援事業（退院促進支援事業）及び自立生活アシスタント事業が開始され、更に平成25年度から「指定計画相談支援事業」を実施していますが、引き続き横浜市総合保健医療センターの各機能と連携しながら、総合的な支援を展開してまいります。

港北区生活支援センター延利用者数

23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
34,964人	32,248人	33,300人	33,500人

精神障害者生活支援センター管理運営事業

生活支援センターは、地域で生活する精神障害者の日常生活の支援、相談、地域交流活動の促進等を行うため設置され、精神障害者一人ひとりが、地域の中で安心して自分らしい生活を送れるように様々な支援を行っています。

横浜市では行政区ごとに一館の整備を進めていますが、総合保健医療財団では、平成21年6月に総合保健医療センター内に開設した港北区と神奈川区、磯子区の3つの生活支援センターの管理運営を行っています。

なお、横浜市の生活支援センターは、横浜市障害者プランにより、一次相談支援事業所として位置づけられています。

また、平成23年度から新たな指定管理期間が始まりましたが、その中の業務基準では、各生活支援センターにおいて「精神障害者地域移行・地域定着支援事業（旧『退院促進支援事業』）」及び「自立生活アシスタント事業」が追加されました。更に平成25年度から、指定特定相談支援事業所の指定を受け、これまで区役所で行ってきたサービス利用計画書の作成等の指定計画相談支援業務を開始しています。

益々、多機能となる生活支援センターですが、精神障害のある方々が「住み慣れた地域で安心して生活を送れる」ことを目指し、積極的に支援をしております。

1 主な事業内容

- ア 日常生活の支援……生活の基本である住居、就労、食事等日常生活に即した課題に対する個別・具体的な援助
- イ 相談等……電話・面接等により服薬、金銭管理、対人関係等日常的な問題、悩み、不安、孤独感の解消を図るための助言、指導
- ウ 生活情報の提供……住宅、就労、公共サービス等の情報提供
- エ 地域交流の促進……レクリエーション等精神障害者の自主的な活動、地域住民との交流等を図るための場の提供
- オ 精神障害者地域移行・地域定着支援事業
精神科病院に長期入院（概ね1年以上）している精神障害者のうち、症状が安定しており、受入条件が整えば退院可能である者に対し、活動の場を提供し、退院のための準備活動を行うこと及び関係機関の連携を強化し、地域の受入体制の充実を図ることにより、円滑な地域移行を図るための支援
- カ 自立生活アシスタント事業
原則として、家族等による日常的な支援が受けられない単身等の精神障害者を対象に、訪問による生活支援・コミュニケーション支援・緊急時対応、地域生活の維持継続と自己実現に向けた支援。
- キ 計画相談支援業務
障害者福祉サービス等を利用して自立した日常生活が送られるよう、サービス利用計画書の作成等。
- ク その他……地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業

2 各施設の事業

(1) 神奈川区精神障害者生活支援センター

必要とされるすべての人に、ケアマネジメント手法に基づく相談支援を、計画的かつ継続的に行っていきます。

また、これまで行ってきたピア活動は、今後も当事者の人たちの持っている力を活かせる取り組みとして実施していきます。

(2) 磯子区精神障害者生活支援センター

相談支援の一環として実施している「統合失調症の当事者会および家族交流会」と「うつ病の当事者会および家族交流会」を引き続き行います。

また、利用者を対象に「ピア講座」を開催し、ピア活動の普及・育成を図ります。

(3) 港北区精神障害者生活支援センター

11ページ前出

延利用者数

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
神奈川区生活支援センター	36,481人	35,459人	35,700人	35,000人
磯子区生活支援センター	28,353人	28,032人	28,000人	28,000人
港北区生活支援センター (参考・再掲)	34,964人	32,248人	33,300人	33,500人

2 要介護高齢者支援事業

団塊の世代が高齢期を迎え、我が国は本格的な高齢社会に移行しつつあります。多様なライフスタイルの高齢者が増加すると考えられていますが、要介護高齢者も着実に増加し、その支援はますます重要となってきます。

センター開設時、市内に3か所であった介護老人保健施設は、介護保険制度の創設により現在80か所になり高齢者の安心は大きく前進しました。しかし、施設の急速な整備と介護報酬の制約等から専門職員の定着が進まないこと、入所者の医療費は原則として介護報酬に包括されることなどから、医療ニーズを伴う要介護者の利用が抑制されること等の問題も生じています。

センターでは、こうした課題に「しらさぎ苑」と「診療所病床」を有機的に連携させることで、介護度と医療ニーズが高いため他の介護老人保健施設では受け入れの難しい方に対応するなど、各部門が連携して取り組んでいます。しらさぎ苑は、全国老人保健施設協会実地研修指定施設でもあり、特色ある運営で要介護高齢者・家族にきめ細かく対応をしています。

平成26年度も、センターの基本理念『「個の尊重」「安心と信頼」を大切に質の高いサービス提供を目指します』の下、下記の基本目標を掲げ「効率的運営」と「質の高いサービスの提供」で、利用者の高い満足が得られるよう事業を遂行してまいります。

1 個の尊重と安全で適切なケア

利用者一人ひとりの生活と人生を尊重する姿勢をケアの基本とし、利用者のニーズ、心身の状態に合わせた安全で適切なケア提供に努めます。特に、認知症利用者については、専門医によるコンサルテーション提供や専門性の高い職員のキャリアなどを活用して適切なケアを提供します。

2 利用者ニーズに即したサービスの提供

PDCA（業務改善サイクル）を活用して、利用者満足度の向上と質の高い療養・介護環境の実現を図ります。また、短期入所や医療処置が必要な利用者等を積極的に受入れ、市民ニーズに即したサービスを提供します。さらに、評価システムを機能させ、評価・情報公表を積極的に行い、サービスの質の向上に努めます。

3 ふれあい・であいの開かれた施設運営

開かれた施設運営を図り、高齢者の在宅生活を支援するため、地域の人々や自治体・関係諸機関等と協働し、地域ネットワークの構築を目指します。

4 サービスを支える人材の育成

人が人に対して行うサービスは、職員のケアの実践力が鍵となります。要介護高齢者支援サービスの担い手として、確かな知識と技術を基盤にした専門性の高い実践力向上を目指します。

また、サービスの質向上のため、専門的・人間的能力の高い実践モデルの育成を図ります。人材育成に向けては、職員が主体的に自らの実践力向上に取り組めるよう、成長段階ごとの到達目標を設け、継続的に教育・研修を実施します。

5 健全で安定した経営基盤の確立

市民・利用者の期待や信頼に応える施設として、効率的・効果的な運営に努め、健全で安定的な経営基盤を確立します。そのため、経営目標を組織で共有し、施設稼働率の向上やコスト節減などの実現を図ります。共通の目標に向かって取り組む過程を通して、職員が一体となってセンター運営に取り組む意欲を高めます。

(1) 介護老人保健施設 「しらさぎ苑」

(一般棟50床 認知症専門棟30床 通所リハビリテーション定員20人)

介護保険制度に基づき、介護認定された要介護高齢者の方々に、「施設入所」・「短期入所」・「通所によるリハビリテーション」の介護サービスを提供するとともに、通所リハビリテーションでは、制度改正により利用対象となった要支援高齢者の介護予防にも取り組みます。

経営効率の面からは厳しいものの、公立施設の使命として、市民要望の強い、短期入所希望者や医療的サポートの必要な利用者の利便に引き続き寄与するとともに、老人保健施設の本来機能である、在宅復帰率の向上にも努めてまいります。

経営改革計画のもと、職員が一丸となって稼働率の向上と経費削減に取り組んだ結果、しらさぎ苑は、平成18年度に初めて事業別収支を黒字とすることができました。この実績と利用者の要望を踏まえ、平成20年度からは通所リハビリテーションの土曜開所を実施するなど、内容の充実に取り組み、さらなる利用者ニーズに対応いたします。

延利用者数

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
一般棟 50床	17,783人	17,284人	17,600人	17,800人
認知症専門棟 30床	10,948人	10,874人	11,000人	10,900人
通所リハビリ 20人	4,910人	4,831人	4,400人	4,900人

(2) 診療所病床

(医療病床7床 介護療養病床12床)

有床診療所の19床については、現在、7床を医療病床として医療対応が必要な高齢者等に対応するとともに、12床を介護療養病床として要介護高齢者の受け入れを行い、介護ニーズと医療ニーズを併せ持つ中重度者に対応しています。

また、市の「難病患者等居宅支援事業」として難病の方の一時入所も引き続き実施します。

診療所病床については、入院期間を原則48時間以内という規制が撤廃されましたが、安全管理や急変時についてより厳しい対応が求められています。なお、国の療養病床削減方針等、今後も国等の動向を注視しながら、センターにおける診療所病床の活用について横浜市と検討してまいります。

延利用者数

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
診療所病床	7,027人	6,682人	6,700人	6,850人

3 地域医療機関支援事業

大病院指向を改め、病院、診療所がそれぞれの機能を発揮し、相互に補完し合う「病・診連携」は、他都市に比べ著しく病院病床の少ない横浜市にあっては、医療資源の有効活用ということからもとりわけ重要であり、横浜市、関係団体においても、統一紹介状の作成等を通じ、診療所から病院への紹介率、病院から診療所への逆紹介率の向上に積極的に取り組んでいるところです。

この「病・診連携」が十分に効果を発揮するためには、かかりつけ医等の地域医療機関である診療所における適切な診断が必須であり、このためには最新の検査機器の整備が不可欠となります。

当センターでは、開設以来、地域医療機関が設置場所や投資費用等の関係から整備することが難しい高度・高額医療機器を整備し、依頼に応じ検査・診断等を行うことで地域医療機関の診療を支援しています。医療機器の性能は日進月歩であることから、適時の更新を行うとともに、小型化やコストダウンにより地域医療機関に普及した機器については廃止するなど、これら共同利用機器の稼働率向上に努めています。また、当センターが「精神障害者支援事業」「要介護高齢者支援事業」で培ったノウハウと専門スタッフを活用して、地域医療機関では事業展開しにくい認知症診断外来や高齢者生活習慣病外来にも取り組み、これらの患者さんのフォローを地域医療機関につなげることで連携、支援を行っています。

平成25年度下半期には、国の「認知症施策推進5か年計画（オレンジプラン）」における「認知症医療支援診療所（仮称）地域連携モデル事業」を横浜市から受託し、半年間ではありましたが港北区をモデル区域として、区内の地域包括支援センターと連携しながら地域支援に着手しました。

平成26年度はモデル事業の検証を行うとともに、引き続き当センターの強みである認知症鑑別診断の実績を踏まえ、地域支援のあり方について検討・実施してまいります。

(1) 高額医療検査機器の共同利用

地域医療機関ではスペースや採算性により設置困難なMR I（磁気共鳴イメージング装置）、CT（コンピュータ断層撮影装置）及びR I（核医学検査）等の画像診断機器、トレッドミル、心臓超音波装置、内視鏡装置等を整備し、地域医療機関の依頼に応じて、検査、診断を実施いたします。

当センターにおける当該事業については、横浜市医師会報に事業案内を掲載するとともに、各種広報活動を行ってまいりましたが、平成23年度からはホームページの活用に加え、インターネットによるオンライン予約システムを導入し、24時間365日予約可能にするなど地域医療機関への支援及び共同利用件数の増加に取り組んでいます。

延利用者数（所内利用を含む）

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
MR I 検査	2,417人	2,462人	2,230人	2,200人
CT検査	1,268人	1,314人	1,430人	1,400人
核医学検査	163人	230人	260人	300人

(2) 認知症診断外来・認知症外来

厚生労働省研究班の調査では、65歳以上の高齢者のうち認知症の人は推計15%で、平成24年時点で462万人にのぼり、軽度認知障害（MCI）と呼ばれる「予備群」が約400万人いるといわれています。さらに、加速する少子高齢化の影響で今後もますます需要が増えると思われる認知症患者及びその家族への支援に引き続き努めてまいります。

当センターではこれらに対応するため、業務の効率化をはかりより多くの市民の診断に努めております。センターの認知症診断は、共同利用のMRI装置を活用し、原則として二度の来院で迅速に診断を行うことが特長です。さらに、核医学診断装置を使い、より信頼性の高い鑑別診断を行っています。また、認知症と診断された方には、治療が可能な地域医療機関を紹介いたしますが、専門医師が少ないこともあり、希望される患者さんは当センター外来でフォローします。

認知症診断・認知症外来人数

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
認知症診断	815人	845人	950人	900人
認知症外来	3,704人	3,660人	3,530人	3,500人

(3) 生活習慣病外来

横浜市では、健康寿命の延伸をテーマに「健康横浜21」運動を展開し、死因の6割を占める、がん・脳卒中・心臓病の三大生活習慣病対策等に取り組んでいます。

また、最近では、内臓脂肪型肥満に加えて血糖値、血圧、血清脂質のうち2つ以上が危険域にあるメタボリックシンドロームも、動脈硬化を年齢相応より早く進行させるものとして問題となっています。喫煙に伴う「肺の生活習慣病」である慢性呼吸器病疾患（COPD）ともあわせ21世紀の生活習慣病の概念は非常に広義になっています。当センターにおいても高齢者を側面から支援するため、啓発活動とともに原因治療に重点をおいた生活習慣病外来を充実してまいります。

また、一般医療機関が取り組みにくい、障害者に対する生活習慣病の外来診療に取り組んでまいります。

さらに、横浜市国民健康保険加入者等に対する特定健康診査や75歳以上の横浜市民に対する横浜市健康診査を実施し、生活習慣病の早期発見を図るとともに、診査結果に基づいて早期の治療を行うことにより、生活習慣病の重症化予防及び市民の健康増進に寄与してまいります。

延利用者数

	23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
生活習慣病外来	4,287人	4,346人	4,340人	4,400人
特定健康診査等	123人	134人	120人	120人

4 総合相談事業

精神障害者支援、要介護高齢者支援、地域医療機関支援について、保健師や社会福祉職等の専門職を配し、利用者や家族、地域などに対し総合的な相談支援を行ってまいります。複合施設としての利点を生かし、各施設が有機的に連携を図ることにより、要介護者の地域での生活を専門的、総合的に支援してまいります。

(1) 相談・情報提供

精神障害者や高齢者等の方々の、福祉、保健、医療等に関する様々な相談に対応します。適切な情報提供と相談を行うことで、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう支援いたします。

(2) 受入会議

高齢者の長期入所受入に当たり、利用者ニーズや適切なサービス提供等について、医師、看護師、ケアワーカー、ケアマネジャー、管理栄養士、作業療法士、理学療法士、支援相談員等（以下「専門職等」という。）による受入会議で検討いたします。

(3) 支援会議

精神障害者支援施設の支援会議は、関係機関だけではなく、ご本人及びご家族にも参加していただき、ご本人を中心としたケアマネジメントを推進し、より充実した会議を開催いたします。

(4) ケアカンファレンス（ケアプラン会議）

高齢者に対し提供するケアプランの作成、修正、再評価、退所評価を行うため、専門職等によるケアカンファレンスを毎週1回開催いたします。

(5) 二次相談支援機関

「横浜市障害者プラン（第2期）」では、相談支援システムの機能強化が重点施策として掲げられています。

精神障害者の二次相談支援機関は、当センターと横浜市こころの健康相談センターの2か所だけです。特に当センターは、精神障害者のリハビリテーションに関する様々な施設を有することで障害者やその家族、一次相談支援機関からの相談に対する支援を行い、二次相談支援機関としての役割を果たしてまいります。また、地域で行われるカンファレンスや事例検討会、各区の地域自立支援協議会及びブロック会議へ参加することで、今後も地域支援の充実を図ってまいります。

さらに、平成26年度も、横浜市リハビリテーションセンター、横浜市更生相談所、横浜市こころの健康相談センターとの連携を深めることで、市民ニーズに即した相談支援体制の拡充を図ってまいります。

5 財団自主事業

指定管理者は、総合保健医療センターの運営に関して、条例の規定に基づき、自主的な企画・運営による自主事業を行うことができます。

平成26年度も、センターの理念と運営の基本方針に沿った公益的使命に基づいた事業を展開いたします。

(1) 訪問看護ステーション「みんなのつばさ」

開設から8年目を迎えた現在、利用者数は増加の傾向があります。

統合失調症を中心として、精神科疾患の方への訪問看護はもとより、地域で暮らす認知症のケースも増加傾向にあります。今後、センターが取り組む認知症支援事業の一環である在宅支援サービスとしての訪問看護がますます増加するものと予測されます。

医療・福祉の多岐にわたるサービスを提供するセンター内での連携・協働を今後も強化しより良い支援に繋げていくことが求められています。

訪問看護のニーズは高いものの、時間的制約で応じられないといった課題を踏まえながら、今後も公益性と効率性の均衡をとりながら、センターの理念に沿った特徴ある運営に努めてまいります。

延利用者数

23年度	24年度	25年度 見込み	26年度 計画
4,044人	4,072人	4,000人	4,000人

(2) 精神障害リハビリテーション講座

精神障害者支援に携わっている職員等を対象に、外部講師を招聘するなどして「精神障害のリハビリテーション」に関する講座を開催いたします。

(3) 家族SST（有料）

当事者のいる家族が、あまり無理をせず、少し楽にご自身の生活を営めるような工夫について、SST（Social Skills Training）を通じて取り組んでまいります。横浜市全区を対象に、年2クール実施してまいります。

(4) 認知症支援講座等

ア 認知症を理解するための情報コーナーの整備、家族向けの講座の開催

認知症の方を介護する家族が、認知症に対する理解と知識を深めることにより、介護の負担が軽減できるよう支援をいたします。対象は当センターを利用する認知症患者のご家族で、認知症に関するパンフレットや書籍、地域の情報等が閲覧できるように整備します。また、年に1回程度精神科医師による専門的な講座を開催します。

イ 認知症介護者カウンセリング（有料）

認知症の方を介護する家族の介護上の悩みや不安について個別に相談し、心理的援助により、介護負担の軽減を図るための支援をいたします。

当センター診療所の認知症診断外来受診者の家族及び介護教室受講者を対象に臨床心理士によるカウンセリングを行います。

ウ 認知症専門医の派遣（有料）

各区役所から認知症の理解と知識を深めるための講演会等の依頼に対し、当センターの認知症専門医を派遣することにより、当センターの事業PRを行うとともに、センターの専門性を市民に提供いたします。

(5) 高齢者支援シニアフィットネス事業

ア 運動指導事業（有料）

専門の運動指導員を配置し、高齢者や生活習慣病などの罹患者に対し、診療所機能と密接な連携を図りながら、個々の目的に応じた運動プログラムを作成し、個別指導を行います。

また、正しいウォーキングフォームの習得や、筋力アップ、柔軟性の向上などを目的とした集団体操を行います。

(6) 健康づくり講座（有料）

健康づくりや疾病の改善に関する情報が氾濫している中、医師をはじめとする医療従事者等専門知識を備えた講師による健康講座を開催し、正確な情報を市民に提供します。また、当センターの事業を紹介し必要に応じ個別相談を行います。

(7) 内臓脂肪CT検査（有料）

平成20年度から40歳以上75歳未満の方で横浜市国保の被保険者や社会保険被保険者の被扶養者などを対象に特定健康診査が開始されております。この健診は内臓脂肪症候群の該当者や生活習慣病の予備軍に該当した方に対し、特定保健指導を行うことにより予防可能な生活習慣病の発病を減らし、医療保険財源の安定的確保を目的として実施されています。

当センターにおいても毎月10件程度の特健診の受診者がおり、受診者からは内臓脂肪測定などの希望があります。そこで、このニーズに応えるため、X線CT装置を活用した内臓脂肪CT検査を実施し、市民の健康への認識と自覚の高揚を図ってまいります。

(8) 研修事業

ア ケアマネジャー研修

介護支援に関する当センターの専門性を活かし、市内の居宅介護支援事業者のケアマネジャーを対象に研修を行うとともに、ケアマネジャーとの連携強化、センター事業のPRを図ります。

イ 実習生、研修生の受け入れ

複合施設である総合保健医療センターが持つ機能や実績を活用し、大学医学部、看護大学、看護専門学校、社会福祉系大学、医療技術大学等の学生及び施設職員等を対象に、専門職種の人材育成を目的として、各部門において実習生、研修生の受け入れを実施いたします。

ウ 臨床研修医の受け入れ

質の高い医療を継続するには、研修医の質の高い教育が必須です。当センターでは「地域医療」の研修機関として、継続して臨床研修医を受け入れており、平成17年度、18年度、21年度に横浜市大病院から優秀指導医を受賞しました。今後も教育プログラムの工夫を行い、受け入れを実施いたします。

エ 全国介護老人保健施設協会実地研修

当センターの「しらさぎ苑」は全国老人保健施設協会から一定の条件を満たした実地研修施設の一つとして位置づけられています。平成25年度も引き続き他施設職員のケアサービスの質の向上に寄与するため実施研修を実施してまいります。

オ 放射線検査等の症例研修会

近隣医療機関の医師を対象に、画像診断等の症例を通して高額医療機器の共同利用を推進し、地域医療を支援することを目的として、症例研修会を実施します。

6 総合保健医療センターの維持管理等

(1) 総合保健医療センターの維持管理

「指定管理者の業務の基準」に従い

- 1 施設・設備機器保守管理業務
 - 2 清掃業務
 - 3 什器備品等の管理業務
 - 4 保守警備業務
 - 5 環境衛生管理業務
 - 6 廃棄物処理運搬業務
 - 7 情報管理システム保守管理業務
- を行います。

(2) その他の業務

「指定管理者の業務の基準」に従い

- 1 事業計画書の作成
 - 2 事業報告書の作成
 - 3 自己評価の実施
 - 4 苦情解決機関の運営
 - 5 安全管理に関する取組
 - 6 個人情報の適切な管理
 - 7 情報公開
 - 8 横浜市が実施する事業への協力
- を行います。